の

備え

関する備え

\bigcirc 地域ぐるみで災害対策 災害時要援護者支援の取組 (

1 はじめに

が暮らしている。 要援護者 る高齢者や障害者等の災害時 生活に様々な困難が予想され とが難しく、また、その後の 避難行動などに対応するこ 地 域 の中には、 (以下、 災害発生時 要援護者

となどの課題が指摘されてい 災者全体に比べ、要援護者の 確認が円滑に進まなかったこ ことや要援護者に対する安否 伝達が十分に行われなかった 慮した避難を行うための情報 被災率が高く、要援護者に配 過去の災害においても、 被

歳以上の高齢者の死者数は約 組指針」によると、 者の避難行動支援に関する取 被災地全体の死者数のうち65 内閣府 東日本大震災においては、 0 「避難行動要支援 平成23年

> 2倍に上る。 は被災住民全体の死亡率の約 6割であり、 障害者の死亡率

取組の る。 平成25年6月に「災害対策基 本市においても、より一層の 報提供について規定された。 時と災害発生時それぞれの情 市町村長に義務付けられ、平 行動要支援者名簿」の作成が 本法」が改正される。「避難 このような状況を踏まえ、 推進が求められてい

本市のこれまでの取組

2

について 「自助」、 「共助」、「公助」

0

方に基づく減災を推進してき 助」、「共助」、「公助」の考え けた取組が重要と考え、「自 最小限に抑える「減災」にむ 本市では、 災害での被害を

> 災害対応のことである。 や発災時に行う救助活動等 防災・減災に向けて行う取組 いった公的機関が、日頃から 区をはじめ、国・県・警察と 地域活動。「公助」とは市・ 全・安心のために協力しあう ど、近隣の皆さんで互いの安 害時要援護者支援の取組な の避難所開設・運営訓練 災組織の訓練、地域防災拠点 は、自治会町内会など町の防 守る備えや行動。「共助」と 策など、 備蓄、家具等の転倒・落下対 自助」とは、 自らが自分・家族を 生活物資の 災 0

る。 認、 大きいことが報告されて 助け合う共助が果たす役割が 分に機能せず、 後は、行政、つまり公助が十 と、災害発生時、特に発災直 大震災等の事例検証による 阪神・淡路大震災や東日 災害時における安否確 避難生活支援等の取組 自助や地域で 本

り、は、 切である。 係づくりを支援することが大 の地域と要援護者の間での関 行政としても、日頃から 共助の力が不可欠であ

②災害時要援護者名簿につい

て

名簿」に相当する)。 は、災害対策基本法により定 ている(災害時要援護者名簿 害時要援護者名簿」を作成し められた「避難行動要支援者 定される対象者について、「災 ①災害時要援護者名簿とは 本市では、 特に自力避難が困難と想 要援護者のう

る。 市防災計画に定められてい び記載事項は、 名簿に掲載する者の範囲 次のとおり本

する者の範囲 災害時要援護者名簿に 在宅で、次の条件の ľλ ずれ .掲載

かに該当する方

角皆 健康福祉局地域福祉部福祉保健課 奈央子

認定者でアー 当する方 介護保険要介護・ ()のいずれかに 要支援

以 以 援または要介護認定の方 高齢者世帯でいずれもが要支 上の方 認知症 一人暮らし高齢者、 下で、 要介護3以上の方 日常生活自立度がⅡ 一のある方(要介護2 または

基本法及び市個人情報保護条

災害発生時には、

災害対策

身体障害者、 ビスの支給決定を受けている イ 障害者総合支援法のサー 知的障害者、 難

> 簿を、 合、

障害者手帳1~3級の方 及び肢体不自由者のうち身体 ・A2の方 療育手帳 視覚障害者、 (愛の手帳)A 聴覚障害者

·項(7項目 災害時要援護者名簿の記載

ウ イ 住所又は 生年月日 居 所 T

氏名

エ

才 力 電話番号その他 害時要援護者の安否確 0) ジ連絡先

支援活動の実施に関し市長が 要と認めるもの (援活動を必要とする事由 ては緊急連絡先 その他災害時要援護者の 避 難誘導、 救出救助等の (本市にお

(2) 災害発生時における名簿提

> 安否確認等を実施する。 組織等と連携し、要援護者 「等に定めるとおり、 災害対策本部は、 自 防 主防 災計

等に提供する。 関係機関職員や自主防災組織 救出救助等の必要に応じて、 られるとき」に該当する場 緊急かつやむを得ないと認め 体又は財産を保護するため、 に基づき、「人の生命、身 保有している要援護者名 安否確認・避難誘導・ いる。 ア

ある。 正な取扱いに留意する必要が 保持義務が発生するため、 いう災害対策基本法上の秘密 密を漏らしてはならない」と 要支援者に関して知り得た秘 合においても、 災害時に名簿を提供した場 「名簿情報に係る避難行 提供された側 適 動

等への提供 ③平常時からの自主防災組 織

提供することが求められてい 時から避難支援等関係者等に (施に結びつけるため、平常 .滑かつ迅速な避難支援等の 名簿は、 いざというときの

要援護者情報を提供している 本市では、 地域の自主防災組織等 消防局司令課に

> よる取り している。 より、 次に示す2方式のいずれかに した自治会・町内会等に、 平常時から名簿を提供 組を重視 Ĺ 協定を締

える関係づくりに活用され 時に備えた日頃からの顔の見 実施、マップづくり等、災害 援護者も参加した避難訓練の 災害に備えた対策の検討、 り、日頃の声かけや見守り、 の訪問等を通じた関係づく 提供した名簿は、

1, 報 の登録について同意確認を行 防災組織等に提供する名簿へ 区役所から対象者へ、自 (名簿)を提供する方式。 同意があった方の個人情 主

5割であり、 イ 確認ができない場合がある。 認の通知に返信がなく、意思 高いにもかかわらず、同意確 する対象者の割合は概ね3~ 同意者の割合から、情報提供 す 別訪問等の活動に理解を得や いという利点がある反面 情報共有方式

行 限 の登録についての事前 区役所から対象者へ、 個人情報 (名簿) 自

供 較して、より多くの要援護者 する対象者の割合は 9割であり、 拒否者の割合から、 同意方式と比 情報 |概ね8

する方式

対象者 要 7 明を要する場合がある。 個別訪問等の活動に改めて説 を把握できる。一方で、本人 (4) としないため、 による同意の意思表示を前提 平 取 成 組 $\overline{\mathcal{O}}$ 経 名簿提供後の

同意方式

認するため、名簿提供後の個 同意の意思表示を書面で確 支援の必要性が

災組織等に提供する名簿へ 拒否の意思表示がない 通知を を提 主

> り、 実施されている。 災害時要援護者支援の取組 取 区と市内の約7割の地域で、 の地域独自の要援護者支援の 意方式が691団 :共有方式が270 組が1,225 合わせて、 28年7月末時点で、 2, 185地 体、 寸 団体、 その 体とな 他 情 が 同

地 要援護者把握の取組が進めら 護者の名簿を作成する手上げ 害時に支援を必要とする要援 れてきた背景があ 方式や、その他独自の方法で 望する人を募ることにより災 動として、自ら名簿登録を希 域の自主的な支えあ 本市においては、 以前、 いの活 から

取 る 本 の導入等、 よる事業開始、 市における要援護者支援の 組 それを踏まえ、 の経過について振り返 現在に至るまでの 情報共有方式 同意方式に

災害時 平成 18年 要援護者支援ガイド 度

作成

要な配慮などをまとめ ために、 人たちの理解、 心構えや準備、 者を地域 地震など災害の際 災害に備えた事前の ぐるみで守って 避難場所で必 支援者となる 13 要援 5 護

モ 平 デル区で事業 成 19年度 開

始

8

X

り、

同 0

順次拡大)

ŋ モデル区8区で同意方式によ 殴者の 事業を開始した。 保護審議会の了承を受け、 」に基づき、 内閣府による 避難支援ガイドライ 横浜市個人情 災害時要援

平成21年 区に事業展開 度

策等について検討 月用対効 事業による実績や課題を踏 全18区に事業を拡大。 持続可: 果のある行 能な事業手法や 政 の支援 モデ

医討開始 平成22年 報共有方式導入に向け 度 Ć

方式 を開始する。 選択肢の 地 域 域 の自主 報共有方式) 一つとして、 が必要とする場合の 的な取組を尊重 新たな 0) 検討

平成25年 度

策条例改正 報共有方式の導 入 (震災

> るようになる。 を導入。 年2月の横浜市震災対策条例 に広げていくために、 情報共有方式」 部 改正により情報共有方式 援護者支援の 同意方式」に加え、 も選 取 組をさら 平成 と 択でき

全

得られないため、さらなる情 を盛り込んだ。 に提供できる根拠となる規定 協定を締結した自主防災組織 思表示がない限り、 有する要援護者 条例を全部改正し、 た声を受け、 報提供をしてほしい、 するきっかけ が進まない、 意率が3~5割程度であ 取 平成19年度から を、 なかなか要援護者の 組支援を進めてきたが 本人からの拒否の意 横浜市 要援護者を把握 (情報) 0 「同意方式で 情 行政が保 区役所と 震災対策 が十分 とい 報 把握 (名 つ

< より、 あった。 を る取組を強制するも なったが、 有方式も選 んでいる方式のほか、 増やす これにより、 あくまでも地域の選択肢 従来から地域で取り ため 情報共有方式によ 択 の制 できるように 地域 度改正 のではな 0) 情報共 希 望 組 で

平成 26年 度

が

変更に

なるという影響が

あったが、

事業実施にあたっ

域

のこれまでの取組 それぞれの実状

ŋ 災害対策基本法の改正に 避難 害対策基本法改 行動要支援者名簿

合

0 重

た取

組

0

支援を進

め

7

る名簿記載項目を現行の7項 名 護 る。これに伴 0 れ、平時と災害時のそれぞ 作)情報提供について規定され 簿として位置 者名簿を避難 成 が市町村長に義 1, 一付け、 行動 本市の要援 要支援者 務 提供す 付け n 5

た形での改正であった。 すべき、 措置されたが、 災害対策基本法の改正 るものは平成24年に行われた 上 東日 0) 課題は多く、 本大震災が残 とされた課題が 引き続き検 緊急を要す した法制 により 残

もに、 会 策につい 業 本市の災害時要援護者支援 が設けられることとなった。 情 れについて避難支援者に名簿 町 動 な改正が実施され、 \exists 護者の避難支援に関する検討 が行われ へは、 それぞれの課題に対 報の提供を行うための制度 村長に義務付けられるとと 要支援者名簿」の 本大震災後2度目の大規模 を設置)、 平時と災害時のそれぞ ては、「災害時要援 (災害時要援護者対 部の名簿記載項目 平成25年に東 作成が 避 L 難行 検 市 討

> ιV くという方 な , , 針 に変更は 生じて

(1) 3 特別 特別避難場所と 避難場 前に つ (1 7

することが予想される。 を送ることになる市民が発 より自宅に戻れず、 生 した場合、 地震等の大規模な災害が 家屋の 避難生活 倒壊等に 生

目

É

確 等 布 避 て、 活 防 保し、 することと定めている。 をしている高齢者、 災計画において、 図1のとおり、 難 0 ま 笳 地域防災拠点等の一般 要援護者への配慮とし では、 物 そのような配 資等も優先的に配 専用スペースを 本市では、 在宅で生 障害者 慮 が 0

備

して、 会福 設や運営に関 協力協定では、 で協力協定を締結している。 者のための二次的 ており、 資として横 生活に適応できない要援 している。 っても地 水、 施設所在地の 祉施設などの施設との 所」を防災計 平成9年から 生活 避 |難生活に必要な食 域防災拠点での 浜市 用品を応急備蓄 する事項を定め 避難場 B避難場~ 区役所と社 (n) 画に位置 負 「特別避 派の 担 で 所 開 間 付

開 設 の 基本的なル ル

(2) 結 本部長 施 別 設あてに開設要請 避 難場所は、 (区長) から協定締 区災害 を

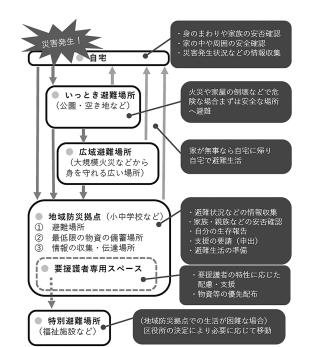


図 1 発災時における在宅要支援者の避難体制

野での支援のノウハウ等、施 必要とする援護の状態に応じ 設特性に合わせて受入施設を 定する。その際、 者を優先して、 決定する。 て、各施設が保有する専門分 決定は、援護の必要性の高 特別避難場所での受入れ 区本部長が決 要援護者の

開設される。

協力協定締結状況

施設、 締結施設数は表1のとおりで る。施設種別ごとの協力協定 施設で協力協定を締結してい 内社会福祉施設のうち459 1現在、高齢者施設や障害者 本市では、平成28年7月31 地域ケアプラザ等、市

年 -度当初は24施設であった 協定締結を開始した平成17 毎年拡充が進んでいる。

3 今後の課

なっており、支援策の充実が 数を増加させることが課題と 実施地域での要援護者の把握 求められている。 支援の取組を実施すること、 より多くの地域で要援護者

災拠点等の要援護者専用ス ても、協定締結施設や地域防 また、 特別避難場所につい

> ていく必要がある。 いくためには、さらに充実し 護者のニーズに十分に応えて 後の混乱の中で、 よってさまざまであり、 が、支援が必要な状況は人に ペースの確保に努めては 個々の要援 被災 いる

は、 高まっている。 心や要請、対象者のニーズが 者支援については、社会的関 あり、災害時における要援護 各地で発生する災害の影響も しが求められる。近年、 に新たな課題が生まれ、 災害時要援護者支援事 大きな災害が起こるたび 見直 全国 業

た。 イドラインの改訂が行われ ても特別避難場所に関するガ されている。また、国におい の確保における課題等が指摘 等では、特別避難場所の周 熊本地震に関する新聞報 要援護者の受入れ、 要員 道

欠である。

行っている。 たな課題について現在検討を めの平常時からの取組等、 決定までが円滑に行われるた づくりや、 避難場所へ避難できる仕組み 真に必要な人が、迅速に特別 クト」を設置し、災害時に、 別避難場所課題検討プロジェ 本市では関係課による「特 開設から受入れの

ては、 要援護者支援の取組につい 平常時における取組、

> 域の支え合いの力が必要不可 を最小限にするためには、地 活での配慮など、災害の被害 れに対応する支援や避難所生 災直後の避難困難及び救出遅 助により助けられている。発 められた人の大半が自助・共 生き埋めや建物などに閉じ込 えていくことが重要である。 が連携し、災害時の対応に備 に進めるとともに、それぞれ 団体等が様々な取組を重層的 から行政、 おける取組があるが、 降の生活支援等様々な段階に 援、避難生活支援、 発災時の安否確認・避難支 特に、過去の大災害では、 地域、関係機関 復旧期以 、平常時

る地域や、 いる地域がある。 工夫をして防災に取り組んで ている地域など、さまざまな 救助を迅速に行う訓練を行っ てもらうことで、安否確認や ど外からわかるところに掲げ に、タオルなどを玄関や門な を作っている地域、 確認や助け合いを行う仕組み 同士でグループを作り、 て顔の見える関係を築いてい 趣味の会を楽しむことを通じ 現在、本市でも、お茶会や 向かい同士・お隣 発災時 安否

そうなことや地域で課題と ても、まずは人を集め、でき 今は何も取り組んでいなく

> え、訓 とで少しずつ人々の意識が醸 成されていく。 なっていることについて考 練を積み重ねていくこ

ことが災害時に自身の命を守 ど、できる範囲で地域の取 域 ることに繋がる。 に参加したり関わったりする 域の支え合いの輪に自ら入っ て関係づくりに取り組む、 の防災訓練に参加するな そして要援護者自身も、 地 地

災対策条例に規定されている 目標に支援を進めていく。 よう支援していくとともに、 情にあった取組が推進される 趣旨を踏まえつつ、地域の実 取組が全市域に広がることを 今後も、災害対策基本法、 浜市防災計画及び横浜市 震

表1 施設種別ごとの協力協定締結施設数	
施設種別	協定締結施設数
高齢者施設	198
障害者施設	97
児童福祉施設	25
地域ケアプラザ	134
その他(救護施設・更生施設)	5
合計	459